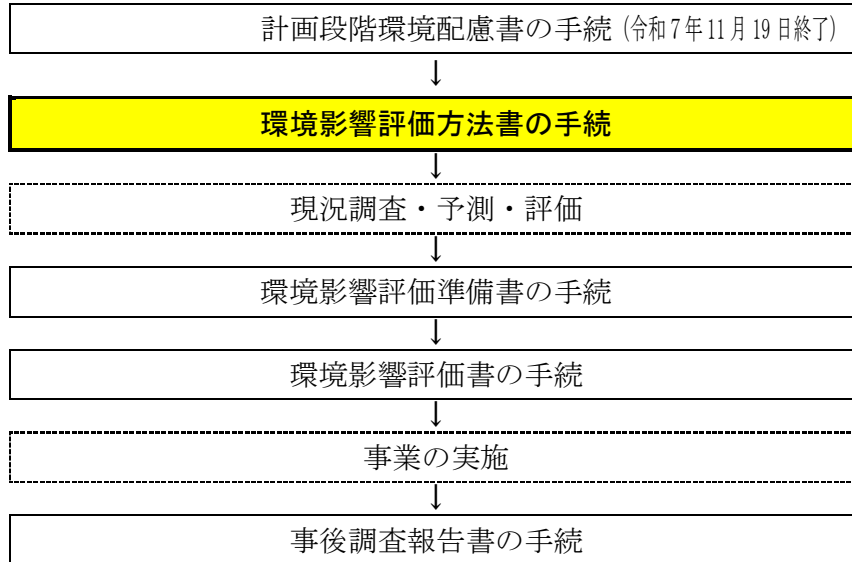


「乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設整備事業（仮称）」に係る手続の実施状況及び
今後のスケジュールについて

1 京都府環境影響評価条例による手続の流れ



2 方法書手続の実施状況と今後の流れ

令和8年4月27日	環境影響評価方法書の提出
5月15日	・公告（京都府） ・縦覧開始（環境保全創造課、伏見区役所の窓口及び本市、事業者ホームページ） ・一般意見募集の開始（京都府）
5月25日 ～5月31日	事業者による方法書説明会の開催（全4回、うち市内2回）
（本日）6月12日	京都市環境影響評価審査会の開催（諮問及び審議）
6月15日	縦覧終了
6月29日	一般意見募集の終了（京都府）
（意見募集後）	事業者から「見解書」の提出（意見が提出された場合）
6月末以降	京都府知事から条例に基づく環境影響評価方法書に対する意見照会
7月中旬以降	京都市環境影響評価審査会の開催（審議及び答申）
7月末以降	京都府知事に対する市長意見提出期日（照会日から30日間）
9月下旬まで （見解書提出後90日以内）	・事業者に対する京都府知事意見書の送付 ・関係市町への京都府知事意見書（写し）の送付